

# 第17回後期高齢者医療運営懇談会

## 資 料

令和4年11月18日

栃木県後期高齢者医療広域連合

# 【 目 次 】

## I 後期高齢者医療制度の概要

1	後期高齢者医療制度の概要	1
(1)	高齢者医療制度の変遷	1
(2)	後期高齢者医療制度について	2
(3)	広域連合の組織体制	3

## II 事業の実施状況

1	被保険者	5
(1)	被保険者の推移	5
(2)	自己負担割合別被保険者数	7
2	保険料	8
(1)	保険料率の改定	8
(2)	保険料の軽減対策	8
(3)	保険料の賦課状況	9
(4)	保険料収納率	10
3	療養給付費	13
(1)	後期高齢者医療費の状況	13
(2)	医療費の内訳と構成比	14
(3)	本県における疾病状況	15
(4)	高額レセプトの状況	16
(5)	都道府県別の一人当たり医療費	17
(6)	県内市町別の一人当たり医療費	18
4	その他の給付	19
(1)	療養費	19
(2)	葬祭費	20
5	保健事業等	21
(1)	保健事業実施計画（2期計画）	21
(2)	保健事業の実施内容	22

# I 後期高齢者医療制度の概要

# 1 後期高齢者医療制度の概要

## (1) 高齢者医療制度の変遷について

### ① 制度創設までの経緯

高齢化の急速な進展の中、高齢者の医療を国民全体でしっかりと支えていくため、平成9年から約10年間にわたる抜本改革の議論を経て、平成18年6月、「医療制度改革関連法」が成立し、平成20年4月から新たに後期高齢者医療制度が創設された。

年 月	内 容
昭和48年	老人医療費の無料化
昭和58年	「老人保健法」を制定（老人保健制度）
平成9年	政府・与党で新しい制度の検討を開始
平成18年6月	「医療制度改革関連法」成立
平成20年4月	後期高齢者医療制度を施行

### ② 制度の見直し

制度施行後、高齢者医療制度の円滑な運営のため、保険料軽減特例制度の創設などの運用面の見直しが段階的に実施されている。

年 月	内 容
平成24年8月	「社会保障制度改革推進法」成立
平成25年8月	「社会保障制度改革国民会議」報告書
平成27年1月	「医療保険制度改革骨子」閣議決定 ・後期高齢者の保険料軽減特例の見直し
平成27年5月	「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（医療保険制度改革法）」成立 ・後期高齢者支援金の全面総報酬割の導入 ・高齢者の心身の特性に応じた保健事業の実施等
平成29年4月 8月	後期高齢者医療の保険料軽減特例の見直し 70歳以上の高額療養費の上限額の見直し
平成30年4月 8月	後期高齢者医療の保険料軽減特例の見直し 70歳以上の高額療養費の上限額の見直し
平成31年4月 令和元年5月	後期高齢者医療の保険料均等割軽減特例の見直し 「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」の公布 ・保険者間で被保険者資格の情報を一元的に管理する仕組みの創設 ・医療及び介護給付の費用の状況等に関する情報の連結解析及び提供に関する仕組みの創設 ・高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施する枠組みの構築等
令和2年4月	後期高齢者医療の保険料均等割軽減特例の見直し※ ※令和3年度から本来の7割軽減に戻る。
令和3年6月	「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」の公布 ・後期高齢者医療における一部負担金の負担割合の見直し
令和4年10月	窓口負担割合2割の導入：配慮措置の適用（～令和7年9月30日）

(2) 後期高齢者医療制度について

① 制度の主な内容

ア 被保険者

75歳（一定の障害があり申請により認定を受けた65歳）以上の方

イ 受けられる給付

医療機関等で被保険者証を提示することで保険給付を受けることができる。

負担割合は1～3割（所得に応じて決定される）。それ以外に療養費、高額療養費、高額介護合算療養費、葬祭費等の給付がある。

ウ 保険料

後期高齢者医療制度は、被保険者一人ひとりが個人単位で保険料を納め、年間保険料は均等割額と所得割額の合計額となる。保険料率は2年ごとに見直される。

エ 広域連合と市町の役割

広域連合と市区町村は、運営に係る事務を分担して行うよう定められている。

広域連合は、被保険者の資格認定や保険料率の決定、医療給付などを行い、市町は、届出・申請の受付や被保険者証の引渡しなど窓口事務や保険料の徴収事務を行う。

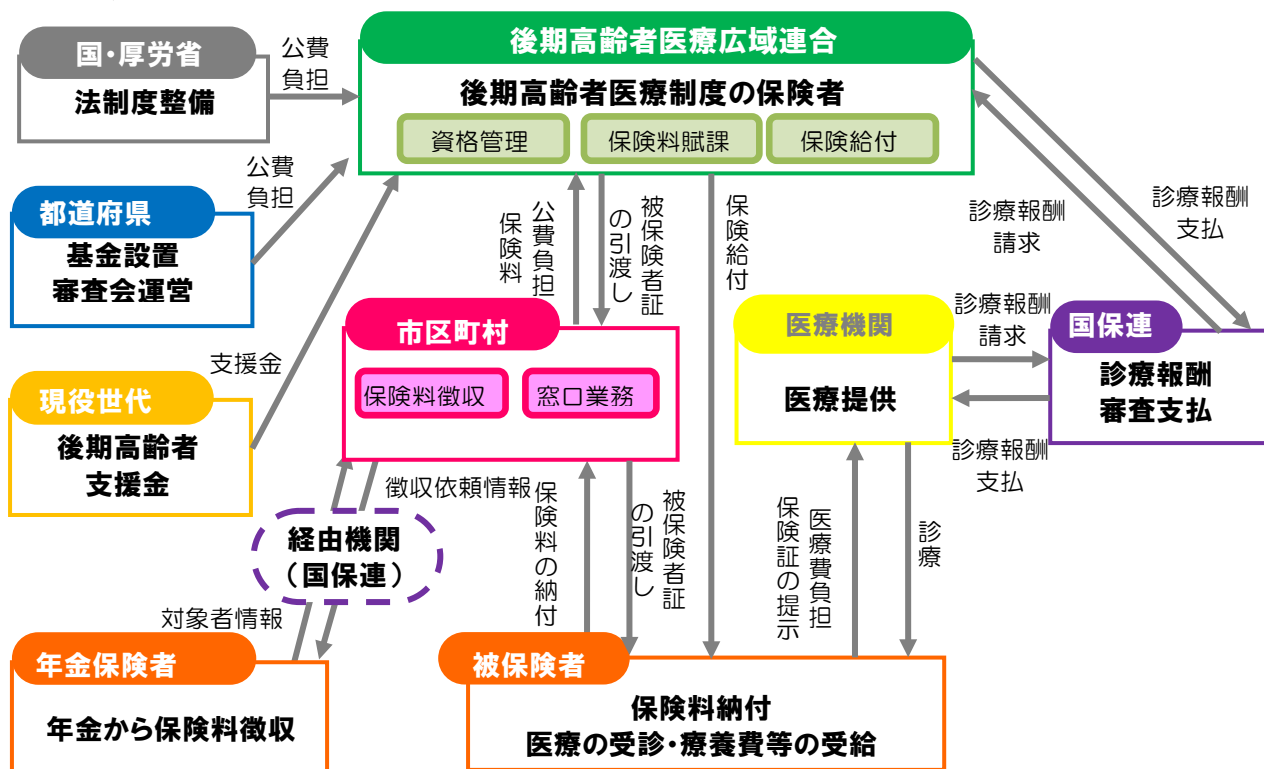
② 窓口負担割合2割の導入

令和4年10月から現役並み所得者を除いた、一定以上の所得がある方の医療費の窓口負担割合が2割となり、それに伴う負担増加額を抑える配慮措置が令和7年9月まで実施される。

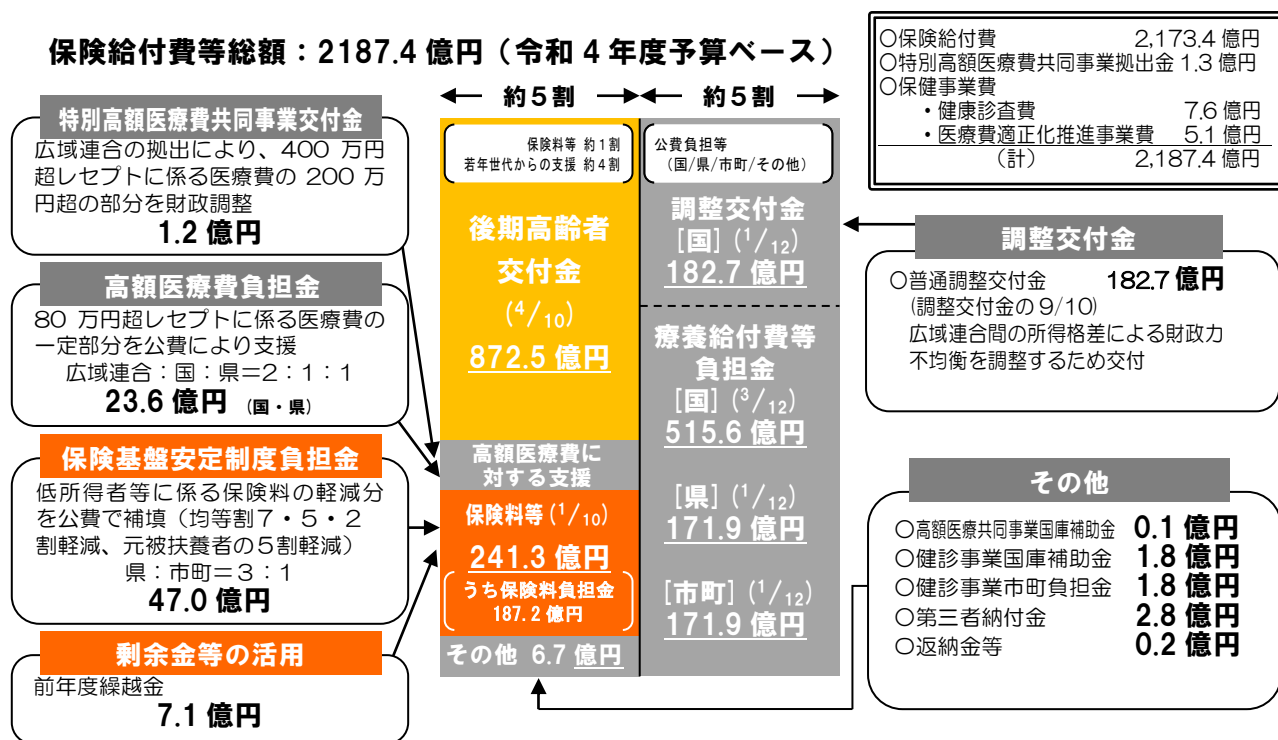
③ 制度運営

後期高齢者医療制度の運営は、都道府県ごとに設置される後期高齢者医療広域連合が保険者となり、市区町村と事務を分担して行われている。

○ 後期高齢者医療制度の全体像



○ 後期高齢者医療制度の財源構成



(3) 広域連合の組織体制

広域連合は、主に市町からの派遣職員により組織運営をしている。

派遣職員数は、市町間で公平な人員負担となるよう、被保険者数等を基に算出し、市町と個別協議した上で、原則として3年間、職員を派遣してもらっている。

これまで広域連合では、業務量の増加等に対し、組織の見直しや会計年度任用職員の増員により対応している。また、データ入力事務やシステムエンジニアの派遣など、専門的業務の委託による事務の効率化を進めている。

○ 市町職員の派遣状況等

年度 派遣元等	年度																	
	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31 R1	R2	R3	R4	
市 町 県	4	13	16	16	17	18	19	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	
	2		9	9	7	7	6	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	
	3	5	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	
小計	9	20	26	26	25	26	26	26	26	26	26	26	26	26	27	27	27	
非常勤/会任職	—	—	2	3	4	4	4	5	5	5	5	6	8	12	14	14	15	
国保連	2	3	1	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
合計	11	23	29	30	29	30	30	31	31	31	31	32	34	38	41	41	42	
県内市町数の推移	14市 19町	14市 17町	14市 16町	14市 13町	14市 12町				14市 11町									

【職員派遣の内訳（市）】

年度 市町	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31 R1	R2	R3	R4
宇都宮市	2	3	3	3	4	4	4	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
足利市		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
栃木市		1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
佐野市		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
鹿沼市		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
日光市	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
小山市	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
真岡市		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
大田原市		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
矢板市			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
那須塩原市		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
さくら市			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
那須烏山市		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
下野市			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
市計	4	13	16	16	17	18	19	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20

【職員派遣の内訳（町）】

年度 市町	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31 R1	R2	R3	R4
上三川町		1	1	1		1	1	1			1	1	1				1
益子町			1	1		1	1	1					1	1	1		
茂木町						1	1			1	1	1				1	1
市貝町					1	1			1	1							1
芳賀町						1	1		1	1				1	1	1	
壬生町	1	1	1	1	1		1	1			1	1	1				1
野木町			1	1	1				1	1				1	1	1	
塩谷町					1	1			1	1				1	1	1	
高根沢町	1	1	1	1			1	1			1	1	1				1
那須町			1	1	1			1	1					1	1	1	
那珂川町		1	1	1	1	1					1	1	1				
(大平町)		1	1	1													
(岩舟町)			1	1	1												
町計	2	5	9	9	7	7	6	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5





## Ⅱ 事業の実施状況

# 1 被保険者

## (1) 被保険者の推移

被保険者数は、制度発足当時から増加傾向にあり、平成 28 年度以降の増加数は、6,000 人台で推移してきた。令和 2・3 年度は、一時的に増加数が鈍化しているが、今年度、団塊の世代が 75 歳に到達し始めたため急増しており、今後も被保険者数の急増が見込まれる。一方、障害認定者数は、全体的に減少傾向であり、今年度も減少となっている。

【図表 1】 被保険者数の推移（各年度 8 月末現在）（単位：人、%）

年度\区分	被保険者数			〔再掲〕障害認定者数	
	被保険者数	対前年増減数	対前年増減比	被保険者数	対前年増減数
平成 20 年度	209,390	—	—	9,028	—
平成 21 年度	214,793	5,403	2.58 %	8,596	▲ 432
平成 22 年度	219,994	5,201	2.42 %	8,136	▲ 460
平成 23 年度	224,691	4,697	2.14 %	7,517	▲ 619
平成 24 年度	228,988	4,297	1.91 %	7,247	▲ 270
平成 25 年度	233,181	4,193	1.83 %	7,054	▲ 193
平成 26 年度	235,683	2,502	1.07 %	6,996	▲ 58
平成 27 年度	241,111	5,428	2.30 %	6,875	▲ 121
平成 28 年度	247,545	6,434	2.67 %	6,687	▲ 188
平成 29 年度	254,099	6,554	2.65 %	6,392	▲ 295
平成 30 年度	260,287	6,188	2.44 %	6,325	▲ 67
令和元年度	267,267	6,980	2.68 %	6,178	▲ 147
令和 2 年度	270,522	3,255	1.22 %	6,199	21
令和 3 年度	271,947	1,425	0.53 %	6,134	▲ 65
令和 4 年度	282,339	10,392	3.82 %	5,751	▲ 383

【図表 2】 年齢別被保険者数（各年度 8 月末現在）（単位：人）

年齢区分		令和 3 年度被保険者数	令和 4 年度被保険者数	対前年増減数
障害認定者	65 歳～69 歳	2,353	2,217	▲ 136
	70 歳～74 歳	3,781	3,534	▲ 247
75 歳以上被保険者	75 歳～79 歳	98,585	104,679	6,094
	80 歳～84 歳	77,296	80,420	3,124
	85 歳～89 歳	53,094	53,774	680
	90 歳～94 歳	27,378	27,887	509
	95 歳～99 歳	8,316	8,612	296
	100 歳～	1,144	1,216	72
計		271,947	282,339	10,392

医療保険制度の加入者数については、総人口が減少傾向にある中、国民健康保険の加入者は大きく減少し、全国健康保険協会（協会けんぽ）と後期高齢者医療制度の加入者が増加している。

【図表 3】 医療保険制度の加入者数等 (単位：千人、%)

	平成 31 年 3 月現在		令和 2 年 3 月現在		対前年 増減数
	加入者数	構成比	加入者数	構成比	
被用者保険	77,653	61.51 %	77,957	61.91 %	304
全国健康保険協会	39,400	31.21 %	40,444	32.12 %	1,044
組合管掌健康保険	29,541	23.40 %	28,838	22.90 %	▲ 703
法第 3 条第 2 項被保険者	16	0.01 %	17	0.01 %	1
船員保険	119	0.09 %	118	0.09 %	▲ 1
共済組合	8,575	6.79 %	8,542	6.78 %	▲ 33
国民健康保険	30,256	23.96 %	29,324	23.29 %	▲ 932
市町村国保	27,517	21.80 %	26,599	21.12 %	▲ 918
国保組合	2,739	2.17 %	2,726	2.16 %	▲ 13
後期高齢者医療制度	17,718	14.03 %	18,032	14.32 %	314
生活保護法適用者	2,091	1.66 %	2,067	1.64 %	▲ 24
統計上の不突合	▲ 1,464	▲ 1.16 %	▲ 1,450	▲ 1.15 %	14
総人口	126,254		125,930		▲ 324

※ 厚生労働省「医療保険に関する基礎資料（平成 31 年 3 月末現在）」（令和 3 年 1 月公表）及び「医療保険に関する基礎資料（令和 2 年 3 月末現在）」（令和 4 年 1 月公表）による。

総人口は、総務省統計局「人口推計月報」による各年 4 月 1 日現在の総人口。

※ 国統計は千人単位であるため、計は不整合となる。

## (2) 自己負担割合別被保険者数

現役並み所得者とされる自己負担割合が3割の被保険者の割合は、市町ごとに差は見られるが、平均で5.4%となっている。また、新たに導入された2割の被保険者の割合は、平均で18.1%となった。

【図表4】 市町別・負担割合別被保険者数（令和4年10月1日現在）

(単位：人、%)

市町名	被保険者数 (人)	1割負担 (人)	構成率 (%)	2割負担 (人)	構成率 (%)	3割負担 (人)	構成率 (%)
宇都宮市	67,158	47,169	70.2	15,184	22.6	4,805	7.2
足利市	25,332	20,127	79.5	3,895	15.4	1,310	5.2
栃木市	25,084	19,532	77.9	4,344	17.3	1,208	4.8
佐野市	18,210	14,718	80.8	2,631	14.4	861	4.7
鹿沼市	14,653	11,638	79.4	2,252	15.4	763	5.2
日光市	15,006	11,957	79.7	2,417	16.1	632	4.2
小山市	20,904	15,527	74.3	4,118	19.7	1,259	6.0
真岡市	10,219	8,048	78.8	1,620	15.9	551	5.4
大田原市	10,193	8,216	80.6	1,552	15.2	425	4.2
矢板市	5,237	4,023	76.8	955	18.2	259	4.9
那須塩原市	15,880	12,100	76.2	2,943	18.5	837	5.3
さくら市	5,962	4,705	78.9	969	16.3	288	4.8
那須烏山市	4,853	4,041	83.3	633	13.0	179	3.7
下野市	7,667	5,585	72.8	1,613	21.0	469	6.1
上三川町	3,589	2,733	76.1	681	19.0	175	4.9
益子町	3,263	2,700	82.7	436	13.4	127	3.9
茂木町	2,716	2,274	83.7	367	13.5	75	2.8
市貝町	1,647	1,406	85.4	194	11.8	47	2.9
芳賀町	2,435	2,079	85.4	268	11.0	88	3.6
壬生町	5,983	4,453	74.4	1,195	20.0	335	5.6
野木町	3,803	2,628	69.1	989	26.0	186	4.9
塩谷町	2,088	1,772	84.9	253	12.1	63	3.0
高根沢町	3,715	2,880	77.5	667	18.0	168	4.5
那須町	5,031	4,047	80.4	753	15.0	231	4.6
那珂川町	3,080	2,682	87.1	336	10.9	62	2.0
合計	283,708	217,040	76.5	51,265	18.1	15,403	5.4

- ※3割負担 … 住民税課税所得が145万円以上の被保険者（同一世帯の被保険者も含む）  
 2割負担 … 3割負担以外で住民税課税所得が28万円以上の被保険者（同一世帯の被保険者も含む）  
 1割負担 … 2割・3割負担以外の被保険者

## 2 保険料

### (1) 保険料率の改定

保険料率は、2年に一度見直されることとなっている。

第8期となる令和4・5年度の保険料率の決定にあたっては、団塊の世代が後期高齢者となるに伴う被保険者数の大幅な増加により、後期高齢者負担率の上昇や医療費の増加など保険料の上昇要因が見込まれたが、窓口負担割合の見直しによる被保険者の負担増加を考慮し、保険料上昇抑制財源として剰余金と支払準備基金を活用することにより、均等割額43,200円、所得割率8.54%のまま、据え置いた。

【図表5】 栃木県後期高齢者医療保険料率の推移

区 分	第1期 H20・21年度	第2期 H22・23年度	第3期 H24・25年度	第4期 H26・27年度	第5期 H28・29年度	第6期 H30・R1年度	第7期 R2・3年度	第8期 R4・5年度
均等割額(円)	37,800	37,800	42,000	43,200	43,200	43,200	43,200	43,200
所得割率(%)	7.14	7.18	8.54	8.54	8.54	8.54	8.54	8.54

### (2) 保険料の軽減対策

保険料では、低所得者ほど負担を少なくするという観点から、所得に応じた均等割額の軽減を行っている。また、被用者保険（企業等に雇用されている方が加入する保険）の被扶養者であった方についても、2年間の均等割額5割軽減を行っている。

軽減状況については、被保険者全体に占める軽減該当者の割合は、前年度と比較し1.23%増加となった。

【図表6】 栃木県後期高齢者医療保険料の軽減状況

区 分	令和3年度該当者 (7月現在)		令和4年度該当者 (7月現在)		対前年 増減数 (人)
	人数(人)	被保険者数に占める割合(%)	人数(人)	被保険者数に占める割合(%)	
均等割額7割軽減※1 (12,900円)	109,513	39.89	114,688	40.40	5,175
均等割額5割軽減※2 (21,600円)	34,743	12.65	37,487	13.20	2,744
均等割額2割軽減※3 (34,500円)	29,665	10.80	31,093	10.95	1,428
小 計	173,921	63.36	183,268	64.57	9,347
元被扶養者均等割額5割軽減※4 (21,600円)	1,157	0.42	1,260	0.44	103
合 計	175,078	63.78	184,528	65.01	9,450

( ) 内の数字は軽減後の均等割額

※1 元被扶養者で低所得者7割軽減に該当する被保険者を含む。

※2 元被扶養者で低所得者5割軽減に該当する被保険者を含む。

※3 元被扶養者軽減終了後に2割軽減に該当する被保険者を含む。

※4 元被扶養者で低所得者5割軽減に該当する被保険者を除く。

### (3) 保険料の賦課状況

令和4年度の決定保険料額については、被保険者数の増加や賦課限度額の見直し、所得の伸びなどから、約8億2,400万円の増額となった。また、一人当たり平均保険料額についても、軽減前と軽減後において令和3年度より増額となった。

全国的に見ると、一人当たりの月額平均保険料は、都道府県ごとの平均所得額の差もあって、3,000円台から8,000円台まで2倍以上の差が生じている。栃木県の一人当たり月額平均保険料は、全国平均額より約1,000円低い状況にある。

【図表7】 保険料当初賦課の状況

		令和3年度 (7月現在)	令和4年度 (7月現在)	対前年増減額	(参考) 第8期(R4・5) 料率算定時推計値
決定保険料額(円)		17,319,519,200	18,142,908,100	823,388,900	
(軽減前)一人当たり 平均保険料(円)	年額	79,833	80,942	1,109	80,259
	月額	6,653	6,745	92	6,688
(軽減後)一人当たり 平均保険料(円)	年額	63,236	64,027	791	64,218
	月額	5,270	5,336	66	5,351

【図表8】 後期高齢者医療広域連合別保険料率及び一人当たり月額平均保険料額(抜粋)

都道府県名	第7期(令和2・3年度)				都道府県名	第8期(令和4・5年度)			
	均等割額(円)	所得割率(%)	一人当たり 月額平均保険料額(円) (実績)	順位		均等割額(円)	所得割率(%)	一人当たり 月額平均保険料額(円) (見込)	順位
全国	46,987	9.12	6,358	—	全国	47,777	9.34	6,472	—
栃木県	43,200	8.54	5,377	28	栃木県	43,200	8.54	5,352	32
東京都	44,100	8.72	8,360	1	東京都	46,400	9.49	8,737	1
神奈川県	43,800	8.74	7,858	2	神奈川県	43,100	8.78	7,886	2
愛知県	48,765	9.64	7,638	3	愛知県	49,398	9.57	7,593	3
大阪府	54,111	10.52	7,286	4	大阪府	54,461	11.12	7,305	4
兵庫県	51,371	10.49	7,243	5	京都府	53,420	10.46	7,202	5
岩手県	38,000	7.36	3,941	47	秋田県	44,310	8.27	4,097	47

※令和4年4月1日厚生労働省「後期高齢者医療制度の令和4・5年度の保険料率について」

○令和2・3年度の被保険者一人当たり平均保険料額(実績)は、「後期高齢者医療制度被保険者実態調査報告」(厚生労働省保険局)より算出(令和3年度については速報値)。

○令和4・5年度の被保険者一人当たり平均保険料額は、保険料改定に係る各広域連合の条例改正時の見込額であり、各年度において実際に各被保険者に課される保険料額の平均値とは異なる。

#### (4) 保険料収納率

制度開始の平成20年度以降の保険料収納率は、図表9のとおりである。

保険料収納率は全国的に上昇傾向にあるが、栃木県の令和3年度収納率は令和2年度収納率と同率であった。

なお、令和3年度は全市町とも予定収納率（99.3%）を上回った。

【図表9】 栃木県後期高齢者医療保険料収納率

区分	収納率 (%)	前年度比較
平成20年度	98.82	—
平成21年度	99.05	0.23
平成22年度	99.16	0.11
平成23年度	99.22	0.06
平成24年度	99.20	▲ 0.02
平成25年度	99.26	0.06
平成26年度	99.32	0.06
平成27年度	99.31	▲ 0.01
平成28年度	99.38	0.07
平成29年度	99.38	0.00
平成30年度	99.37	▲ 0.01
令和元年度	99.36	▲ 0.01
令和2年度	99.54	0.18
令和3年度	99.54	0.00

【図表10】 後期高齢者医療広域連合別の保険料収納率（抜粋）

令和元年度						令和2年度					
都道府県名	全体 特徴+普徴 (%)	順位	都道府県名	普通徴収 (%)	順位	都道府県名	全体 特徴+普徴 (%)	順位	都道府県名	普通徴収 (%)	順位
全国平均	99.40	—	全国平均	98.64	—	全国平均	99.53	—	全国平均	98.91	—
栃木県	99.36	37	栃木県	98.24	44	栃木県	99.54	32	栃木県	98.68	38
岩手県	99.72	1	愛知県	99.26	1	島根県	99.81	1	佐賀県	99.44	1
島根県	99.72	2	佐賀県	99.16	2	佐賀県	99.80	2	島根県	99.40	2
佐賀県	99.70	3	岩手県	99.10	3	秋田県	99.78	3	愛知県	99.38	3
新潟県	99.68	4	長野県	99.09	4	岩手県	99.74	4	奈良県	99.29	4
長野県	99.67	5	奈良県	99.08	5	滋賀県	99.73	5	長野県	99.21	5
東京都	98.95	47	青森県	98.11	47	東京都	99.19	47	茨城県	98.44	47

※令和4年6月23日厚生労働省「令和2年度後期高齢者医療制度（後期高齢者医療広域連合）の財政状況について」

【図表 1 1】 保険料収納率（特別徴収＋普通徴収）

各年度翌年 5 月末現在

市町名	令和3年度			令和2年度			対前年増減額 (R3-R2)		
	調定額(円)	収納額(円)	収納率(%)	調定額(円)	収納額(円)	収納率(%)	調定額(円)	収納額(円)	収納率(%)
01 宇都宮市	4,898,553,700	4,870,961,200	99.44	4,808,644,050	4,782,439,172	99.46	89,909,650	88,522,028	▲ 0.02
02 足利市	1,444,927,700	1,437,875,758	99.51	1,426,456,600	1,419,960,200	99.54	18,471,100	17,915,558	▲ 0.03
03 栃木市	1,519,312,500	1,513,767,192	99.64	1,465,513,600	1,460,725,460	99.67	53,798,900	53,041,732	▲ 0.03
04 佐野市	1,030,447,800	1,025,886,800	99.56	1,014,442,500	1,010,109,100	99.57	16,005,300	15,777,700	▲ 0.01
05 鹿沼市	870,317,300	865,998,521	99.50	856,286,100	851,850,860	99.48	14,031,200	14,147,661	0.02
06 日光市	842,292,800	836,785,200	99.35	847,479,800	840,626,500	99.19	▲ 5,187,000	▲ 3,841,300	0.16
07 小山市	1,393,882,700	1,384,735,200	99.34	1,346,887,000	1,337,833,208	99.33	46,995,700	46,901,992	0.01
08 真岡市	619,751,400	617,536,100	99.64	605,458,500	603,031,700	99.60	14,292,900	14,504,400	0.04
09 大田原市	570,181,200	569,560,831	99.89	564,840,100	564,281,233	99.90	5,341,100	5,279,598	▲ 0.01
10 矢板市	322,660,100	320,533,000	99.34	313,929,100	311,527,800	99.24	8,731,000	9,005,200	0.10
11 那須塩原市	995,000,200	990,853,541	99.58	980,436,100	976,976,381	99.65	14,564,100	13,877,160	▲ 0.07
12 さくら市	350,805,700	349,780,400	99.71	346,361,800	345,679,000	99.80	4,443,900	4,101,400	▲ 0.09
13 那須烏山市	242,420,700	241,946,900	99.80	239,486,400	238,796,940	99.71	2,934,300	3,149,960	0.09
14 下野市	522,731,400	520,470,200	99.57	508,613,900	506,599,300	99.60	14,117,500	13,870,900	▲ 0.03
15 上三川町	223,397,600	222,699,542	99.69	220,976,100	220,257,300	99.67	2,421,500	2,442,242	0.02
16 益子町	164,678,400	164,146,500	99.68	159,669,300	159,022,900	99.60	5,009,100	5,123,600	0.08
17 茂木町	127,041,400	126,939,800	99.92	126,331,900	126,260,000	99.94	709,500	679,800	▲ 0.02
18 市貝町	79,540,800	79,021,900	99.35	84,477,600	83,889,700	99.30	▲ 4,936,800	▲ 4,867,800	0.05
19 芳賀町	130,359,700	130,105,600	99.81	132,520,300	132,352,500	99.87	▲ 2,160,600	▲ 2,246,900	▲ 0.06
20 壬生町	366,470,600	365,010,000	99.60	358,131,500	357,092,750	99.71	8,339,100	7,917,250	▲ 0.11
21 野木町	259,565,500	259,025,150	99.79	251,705,900	251,412,530	99.88	7,859,600	7,612,620	▲ 0.09
22 塩谷町	104,701,700	104,646,300	99.95	101,868,700	101,834,700	99.97	2,833,000	2,811,600	▲ 0.02
23 高根沢町	231,348,700	230,752,152	99.74	227,507,400	226,746,800	99.67	3,841,300	4,005,352	0.07
24 那須町	270,424,000	269,714,483	99.74	262,447,000	261,180,336	99.52	7,977,000	8,534,147	0.22
25 那珂川町	140,199,100	139,967,200	99.83	140,521,500	140,393,300	99.91	▲ 322,400	▲ 426,100	▲ 0.08
計	17,721,012,700	17,638,719,470	99.54	17,390,992,750	17,310,879,670	99.54	330,019,950	327,839,800	0.00

※収納率の数値は、小数点第 2 位未満を四捨五入



【図表12】 保険料収納率（普通徴収）

各年度翌年5月末現在

市町名	令和3年度			令和2年度			対前年増減額（R3-R2）		
	調定額(円)	収納額(円)	収納率(%)	調定額(円)	収納額(円)	収納率(%)	調定額(円)	収納額(円)	収納率(%)
01 宇都宮市	1,861,779,950	1,834,187,450	98.52	1,831,232,450	1,805,027,572	98.57	30,547,500	29,159,878	▲ 0.05
02 足利市	551,679,600	544,627,658	98.72	555,181,000	548,684,600	98.83	▲ 3,501,400	▲ 4,056,942	▲ 0.11
03 栃木市	489,871,500	484,326,192	98.87	456,395,300	451,607,160	98.95	33,476,200	32,719,032	▲ 0.08
04 佐野市	367,026,200	362,465,200	98.76	358,135,700	353,802,300	98.79	8,890,500	8,662,900	▲ 0.03
05 鹿沼市	295,691,600	291,372,821	98.54	291,043,600	286,608,360	98.48	4,648,000	4,764,461	0.06
06 日光市	251,969,500	246,461,900	97.81	255,281,600	248,428,300	97.32	▲ 3,312,100	▲ 1,966,400	0.49
07 小山市	517,482,500	508,335,000	98.23	513,337,500	504,283,708	98.24	4,145,000	4,051,292	▲ 0.01
08 真岡市	205,691,600	203,476,300	98.92	198,616,100	196,189,300	98.78	7,075,500	7,287,000	0.14
09 大田原市	179,143,700	178,523,331	99.65	173,128,500	172,569,633	99.68	6,015,200	5,953,698	▲ 0.03
10 矢板市	102,098,300	99,971,200	97.92	99,666,900	97,265,600	97.59	2,431,400	2,705,600	0.33
11 那須塩原市	333,517,900	329,371,241	98.76	339,736,800	336,277,081	98.98	▲ 6,218,900	▲ 6,905,840	▲ 0.22
12 さくら市	104,513,800	103,488,500	99.02	105,531,300	104,848,500	99.35	▲ 1,017,500	▲ 1,360,000	▲ 0.33
13 那須烏山市	64,985,500	64,511,700	99.27	62,787,500	62,098,040	98.90	2,198,000	2,413,660	0.37
14 下野市	180,952,600	178,691,400	98.75	168,366,600	166,352,000	98.80	12,586,000	12,339,400	▲ 0.05
15 上三川町	70,196,200	69,498,142	99.01	70,675,000	69,956,200	98.98	▲ 478,800	▲ 458,058	0.03
16 益子町	45,183,000	44,651,100	98.82	42,364,600	41,718,200	98.47	2,818,400	2,932,900	0.35
17 茂木町	25,136,800	25,035,200	99.60	23,519,500	23,447,600	99.69	1,617,300	1,587,600	▲ 0.09
18 市貝町	19,430,000	18,911,100	97.33	23,672,400	23,084,500	97.52	▲ 4,242,400	▲ 4,173,400	▲ 0.19
19 芳賀町	37,788,600	37,534,500	99.33	38,425,400	38,257,600	99.56	▲ 636,800	▲ 723,100	▲ 0.23
20 壬生町	140,473,500	139,012,900	98.96	133,977,500	132,938,750	99.22	6,496,000	6,074,150	▲ 0.26
21 野木町	120,937,000	120,396,650	99.55	120,917,400	120,624,030	99.76	19,600	▲ 227,380	▲ 0.21
22 塩谷町	24,145,100	24,089,700	99.77	21,521,600	21,487,600	99.84	2,623,500	2,602,100	▲ 0.07
23 高根沢町	76,004,700	75,408,152	99.22	73,927,800	73,167,200	98.97	2,076,900	2,240,952	0.25
24 那須町	85,260,200	84,550,683	99.17	81,725,000	80,458,336	98.45	3,535,200	4,092,347	0.72
25 那珂川町	29,542,500	29,310,600	99.22	27,631,900	27,503,700	99.54	1,910,600	1,806,900	▲ 0.32
計	6,180,501,850	6,098,208,620	98.67	6,066,798,950	5,986,685,870	98.68	113,702,900	111,522,750	▲ 0.01

※収納率の数値は、小数点第2位未満を四捨五入

### 3 療養給付費

#### (1) 後期高齢者医療費の状況

後期高齢者医療における本県の医療費は、被保険者数の増加とともに増える傾向にあるが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の拡大による受診控え等の影響もあり医療費総額が減少した。令和3年度は、一人あたり医療費が感染症の影響を受ける前の水準に戻りつつあり、医療費総額の増加につながった。

ちなみに、全国の後期高齢者医療費も、本県と同様の動きを示している。

【図表13】 栃木県の後期高齢者医療費（※）

診療年度 3～2月ベース	被保険者数 (人)	医療費 (円)	対前年度比 (%)	一人あたり医療費	
				年額 (円)	対前年度比 (%)
平成29年度	254,302	209,778,889,886	3.7	824,920	1.1
平成30年度	260,697	213,728,420,532	1.9	819,835	▲ 0.6
令和元年度	267,263	222,731,739,443	4.2	833,380	1.7
令和2年度	270,265	217,691,795,208	▲ 2.3	805,475	▲ 3.3
令和3年度	272,627	225,607,323,759	3.6	827,531	2.7

【資料：栃木県後期高齢者医療広域連合年報（令和3年度）】

【図表14】 全国の後期高齢者医療費（※）

診療年度 4～3月ベース	被保険者数 (人)	医療費 (円)	対前年度比 (%)	一人あたり医療費	
				年額 (円)	対前年度比 (%)
平成29年度	16,999,767	15,899,119,297,473	4.5	935,255	1.4
平成30年度	17,457,374	16,271,216,021,587	2.3	932,054	▲ 0.3
令和元年度	17,897,898	16,907,366,580,090	3.9	944,656	1.4
令和2年度	18,067,520	16,491,059,830,268	▲ 2.5	912,746	▲ 3.4
令和3年度	18,187,568	16,943,651,860,660	2.7	931,606	2.1

【資料：国民健康保険中央会 HP「医療費速報 令和3年度診療分」】

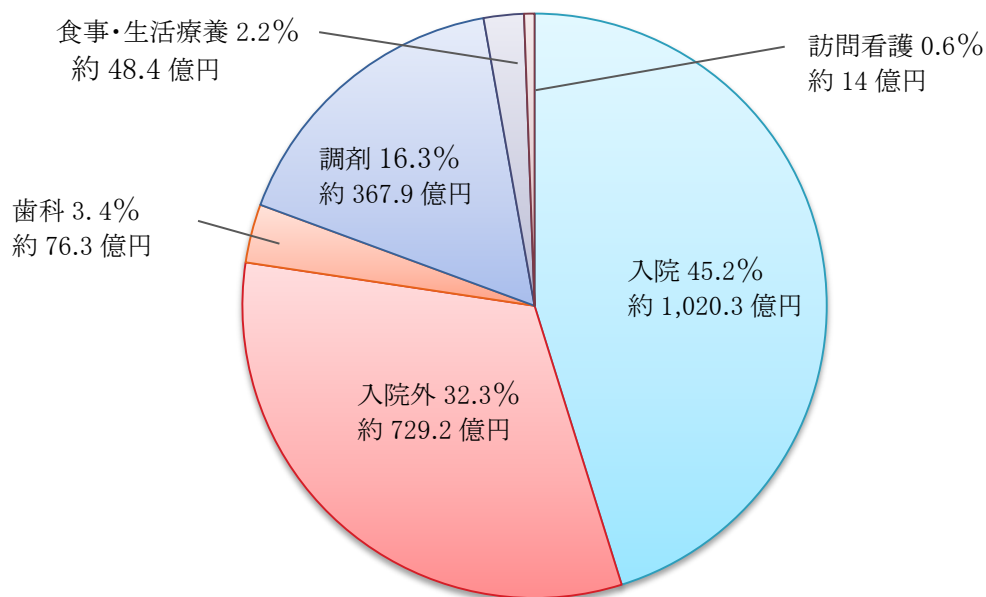
※医療費は一部負担金等を含んだ費用の総額であり、移送費は含まれていない。

## (2) 医療費の内訳と構成比

栃木県では入院が 45.2%、次いで入院外の 32.3%、調剤の 16.3%の順になっており、この3種別で全体の約 94%を占めている。

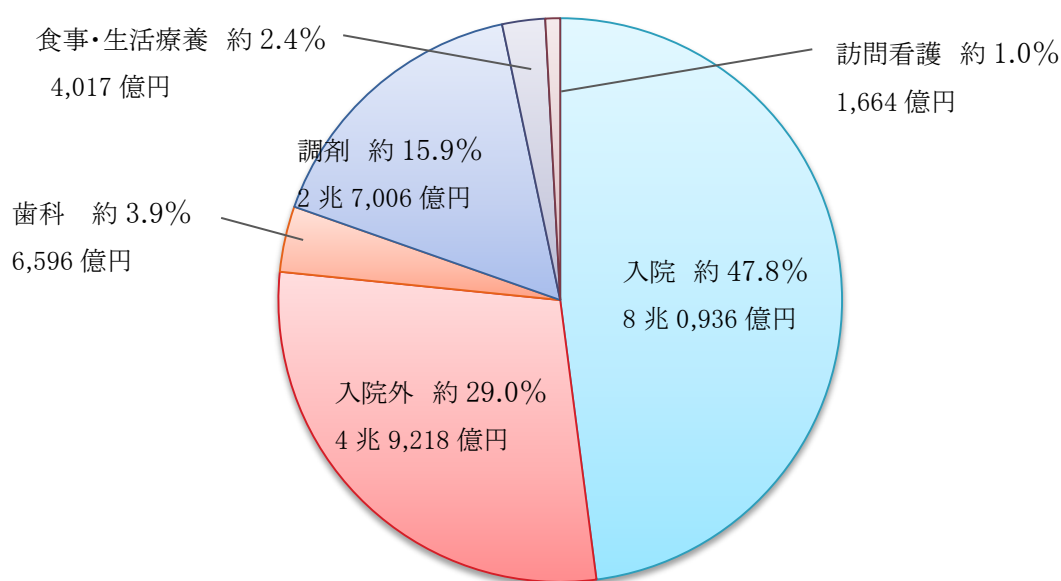
全国と比較すると、入院が 2.6 ポイント、歯科が 0.5 ポイント低い値になっている。一方、入院外は 3.3 ポイント高い値になっている。

【図表 15】 栃木県の後期高齢者医療費の内訳



【資料：栃木県後期高齢者医療広域連合年報（令和3年度）】

【図表 16】 全国の後期高齢者医療費の内訳



【資料：国民健康保険中央会 HP「医療費速報 令和3年度診療分」】

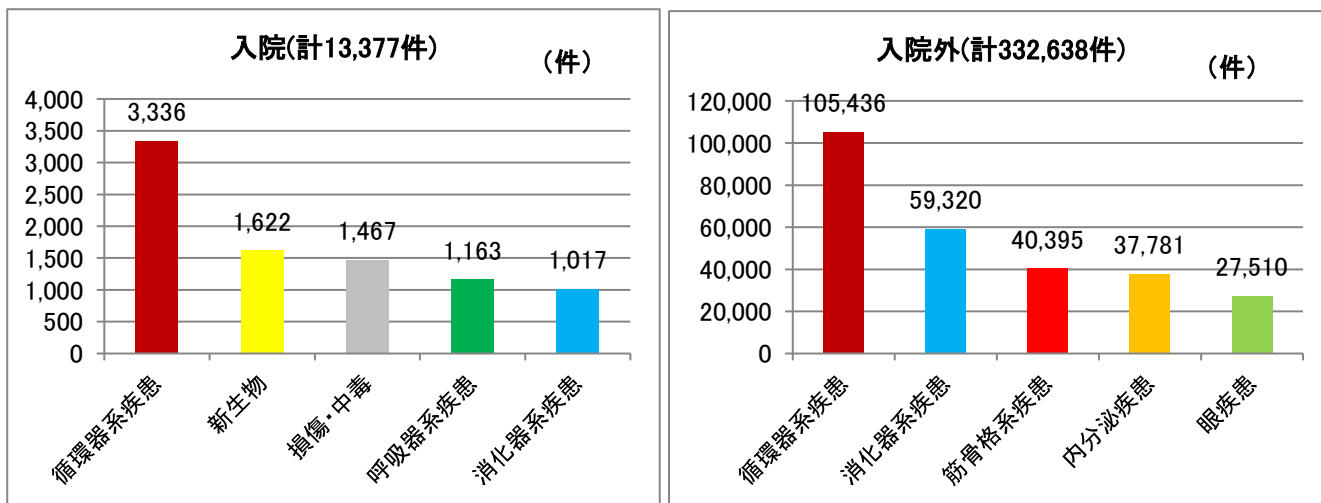
### (3) 本県における疾病状況

令和3年6月審査分のレセプト（医科・歯科）より、本県の後期高齢者医療被保険者にかかる疾病状況について把握・分類した。

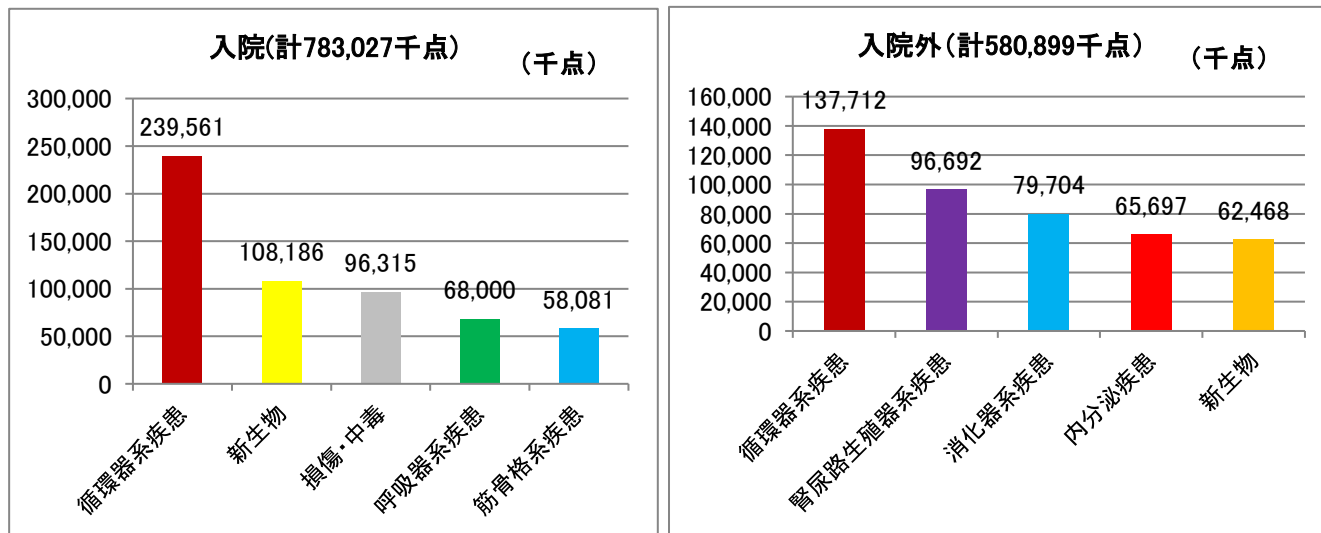
疾病大分類別件数・点数上位疾病をみると、入院・入院外とも循環器系疾患が1位となっている。

また、入院は、件数・点数とも新生物が2位、入院外は、件数では消化器系疾患、点数では、腎尿路生殖器系の疾患がそれぞれ2位となっている。

【図表17】 【図表18】 疾病大分類別 件数上位5疾病



【図表19】 【図表20】 疾病大分類別 点数上位5疾病



#### (4) 高額レセプトの状況

80万円以上のレセプトは、件数、医療費ともに増加しており、医療費全体に占める構成比も増加している。また、400万円以上のレセプトは件数、医療費とも大幅に増加した。

【図表 2 1】

年度	80万円以上のレセプト				(再掲) 400万円以上のレセプト	
	件数 (件)	構成比 (%)	医療費 (円)	構成比 (%)	件数 (件)	医療費 (円)
平成 29 年度	36,141	0.5	45,130,074,844	21.5	467	2,633,738,637
平成 30 年度	38,458	0.5	47,909,070,375	22.4	464	2,542,402,760
令和元年度	41,623	0.6	52,411,910,269	23.5	603	3,365,115,420
令和 2 年度	42,608	0.6	54,487,716,597	25.0	657	3,688,801,267
令和 3 年度	45,200	0.6	58,173,684,231	26.7	627	3,659,666,312

※ 「400万以上」の件数・費用額は、「80万円以上のレセプト」の内数である。

※ 「構成比」は、療養給付費全体の件数・費用額に占める割合を示す。

※ 80万円を超える費用額の一部については、「高額医療費負担金」として、国・県が4分の1ずつ負担する。令和3年度は、国・県から各々1,062,924,402円が交付された。

※ 400万円以上のレセプトの一部は、国保中央会で特別審査が行われ、「特別高額医療費共同事業交付金」として交付される。令和3年度は、237件分、94,211,238円が交付された。

【資料：栃木県後期高齢者医療広域連合年報（令和3年度）及び特別高額共同事業申請書】

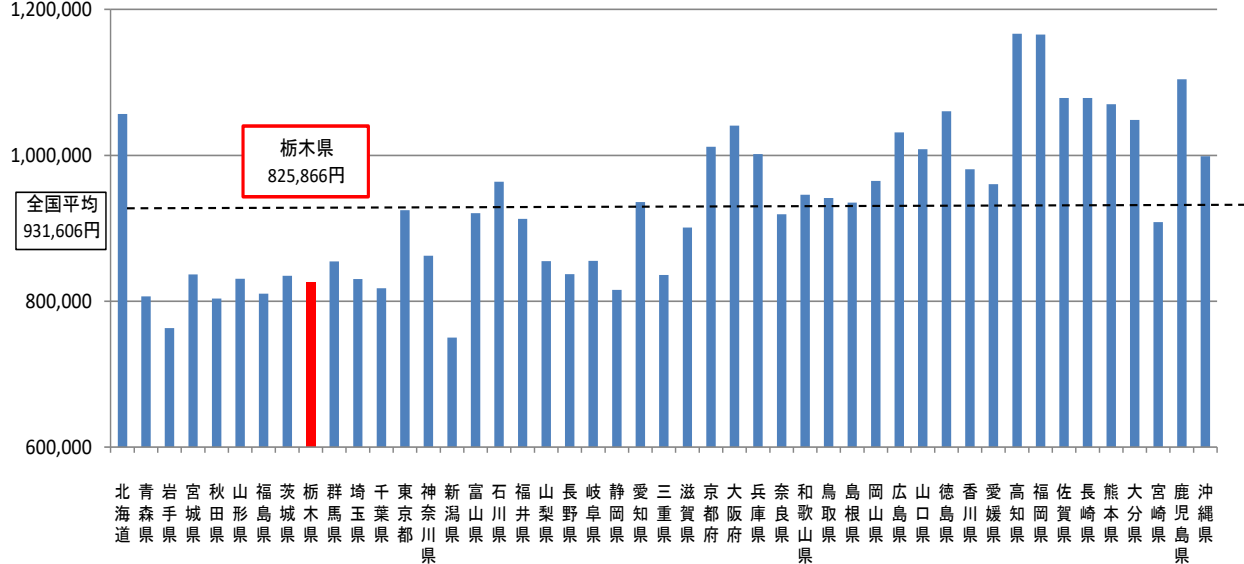
### (5) 都道府県別の一人当たり医療費

栃木県は、被保険者1人当たり医療費において40位と低い水準になっており、全国平均よりも10万円以上低い額になっている。

全国的には、北海道を除き西日本が高く、東日本が低い傾向が見られる。

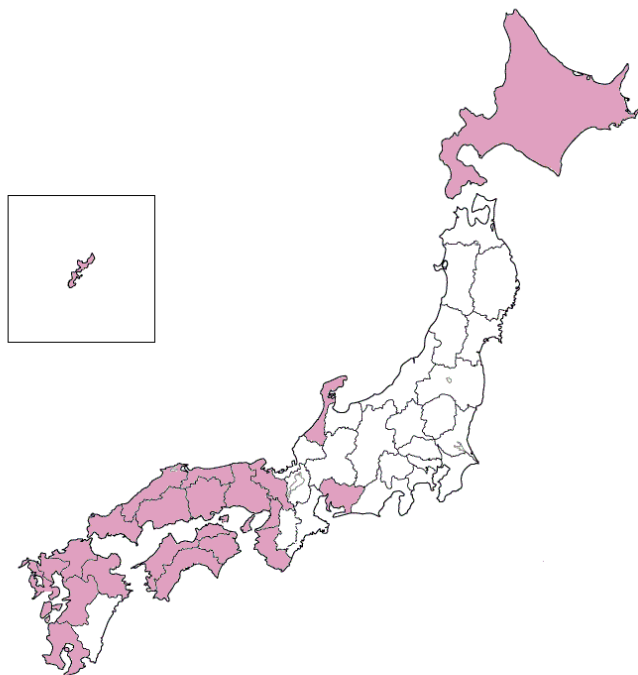
【図表22】

(単位：円)  
1,200,000



【資料：国民健康保険中央会「令和3年度年間分医療費速報」】

【図表23】 一人当たり医療費が全国平均以上の都道府県



一人当たり医療費	
栃木県 (40位)	825,866円
全国平均	931,606円
高知県 (1位)	1,166,759円
新潟県 (47位)	750,342円

凡 例	
<span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; background-color: #e91e63; border: 1px solid black;"></span>	全国平均以上 (23 道府県)
<span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; background-color: #fff; border: 1px solid black;"></span>	全国平均以下 (24 都県)

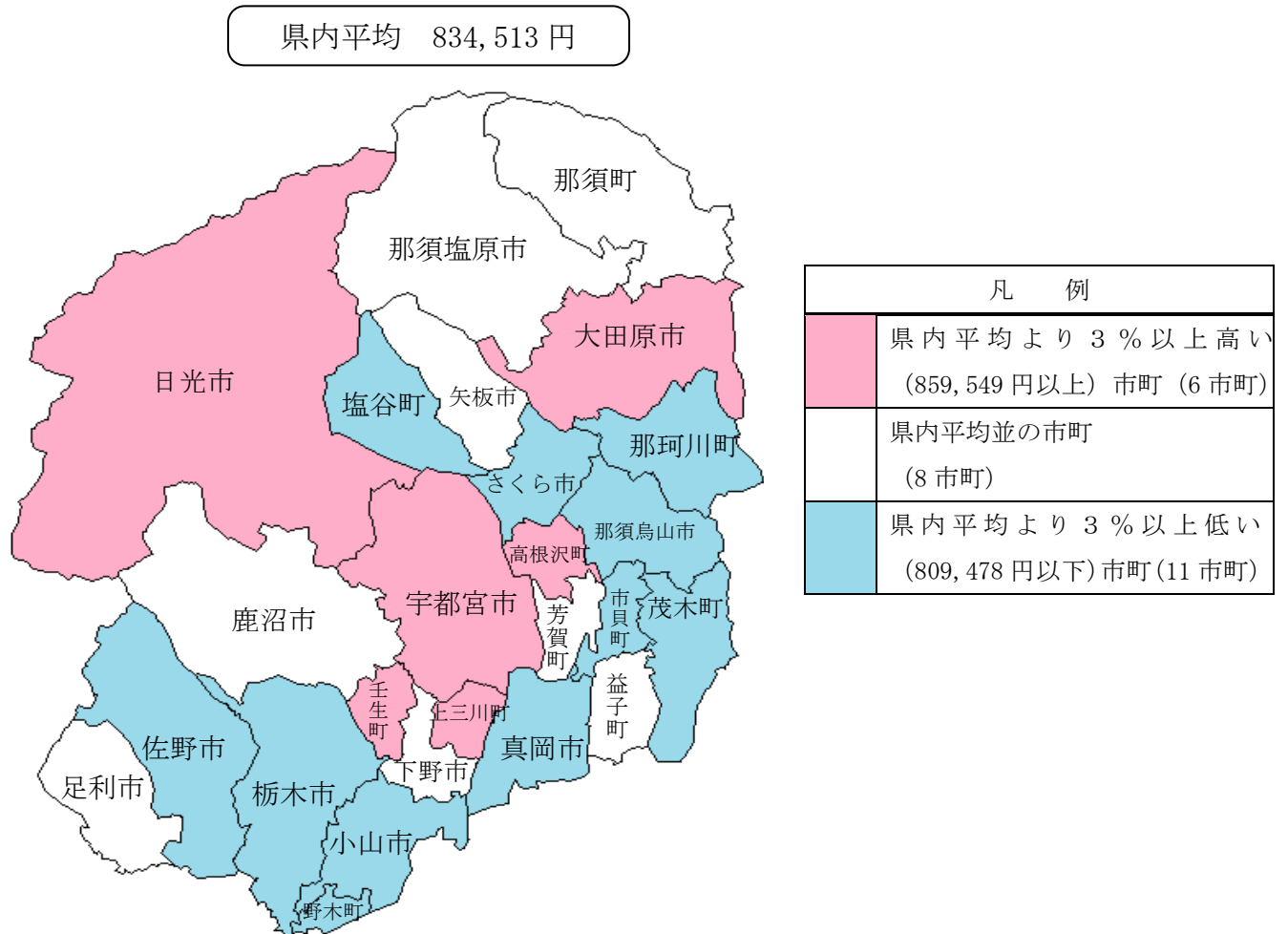
※令和3年4月から令和3年3月診療分の療養給付費合計費用額

【資料：国民健康保険中央会「令和3年度年間分医療費速報」】

(6) 県内市町別の一人当たり医療費

栃木県における被保険者一人あたり医療費を市町別に見ると、県東・県南が低い傾向となっている。

【図表 2 4】 一人当たり医療費の県内比較



【図表 2 5】 一人当たり医療費の順位表

順位	市町名	一人あたり医療費	順位	市町名	一人あたり医療費	順位	市町名	一人あたり医療費
1	日光市	967,181		栃木県全体平均	834,513	20	小山市	790,549
2	上三川町	922,945	11	下野市	833,357	21	塩谷町	785,977
3	高根沢町	905,098	12	益子町	828,279	22	栃木市	761,196
4	大田原市	874,963	13	足利市	821,811	23	市貝町	740,201
5	壬生町	865,011	14	那須町	821,077	24	茂木町	725,413
6	宇都宮市	864,456	15	真岡市	808,984	25	那須烏山市	716,214
7	鹿沼市	854,956	16	野木町	808,775			
8	矢板市	847,255	17	さくら市	806,929			
9	芳賀町	842,949	18	那珂川町	798,031			
10	那須塩原市	840,550	19	佐野市	796,089			

※令和 3 年 3 月から令和 4 年 2 月診療分の療養給付費、療養費及び移送費の合計費用額

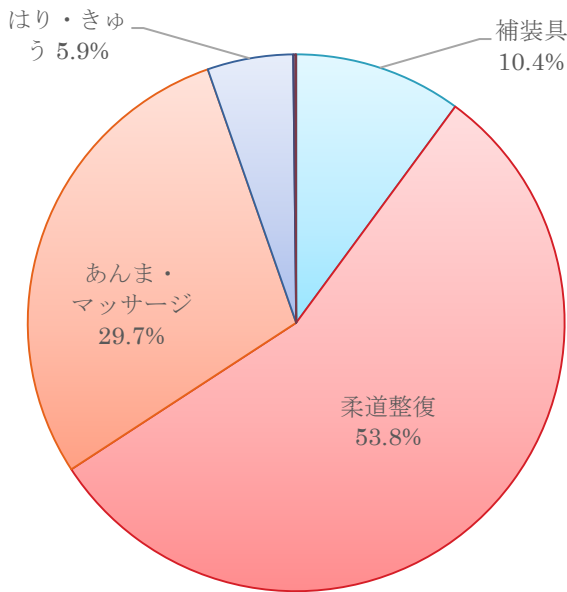
【資料：栃木県後期高齢者医療広域連合年報（令和 3 年度）】

## 4 その他の給付

### (1) 療養費

本県の療養費の費用額は例年年額 21～22 億円であったが、令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症の影響により大幅に減少、令和 3 年度もその影響を受け微増に留まっている。柔道整復は昨年度、約 1 億 5 千万円減少（▲12.7%）したが、さらに約 4 千 200 万円減少（▲3.9%）している。

【図表 2 6】 療養費の内訳



費用額の割合

種別	件数 (件)	費用額 (円)	割合 (%)
補装具	5,273	197,648,983	10.4
柔道整復	97,081	1,024,198,328	53.8
あんま・マッサージ	20,624	564,984,750	29.7
はり・きゅう	6,114	112,215,540	5.9
一般診療	118	4,217,750	0.2
その他(海外療養費)	0	0	0.0
合計	129,210	1,903,265,351	100

【資料：栃木県後期高齢者医療広域連合年報(令和 3 年度)】

【図表 2 7】 療養費の状況

年度	栃木県			全国		
	件数 (件)	費用額 (円)	対前年度比 (%)	件数 (件)	費用額 (千円)	対前年度比 (%)
平成 29 年度	148,104	2,214,134,500	0.1	12,338,639	186,650,169	0.1
平成 30 年度	147,515	2,136,267,974	▲ 3.5	12,104,716	185,419,146	▲ 0.7
令和元年度	150,251	2,166,393,543	1.4	12,348,021	189,466,981	2.2
令和 2 年度	136,016	1,896,048,300	▲ 12.5	10,428,073	161,715,567	▲ 14.6
令和 3 年度	129,210	1,903,265,351	0.4			

※食事標準負担差額及び災害減免償還払の件数を含む。

【資料：e-Stat 後期高齢者医療事業状況報告】



## (2) 葬祭費

葬祭費は、栃木県では令和3年度に支出が初めて8億円を超えた。

【図表28】

	栃木県			全国		
	件数 (件)	費用額 (円)	対前年度比 (%)	件数 (件)	費用額 (千円)	対前年度比 (%)
平成29年度	15,631	781,550,000	2.5	950,283	41,106,159	3.1
平成30年度	14,689	734,450,000	▲ 6.0	971,366	41,949,934	2.1
令和元年度	15,667	783,350,000	6.7	982,474	42,426,141	1.1
令和2年度	15,571	778,550,000	▲ 0.6	988,878	42,769,849	0.8
令和3年度	16,389	819,450,000	5.3			

※栃木県の平成30年度件数が減少したのは、支払方法の変更により、平成30年度分の受付期間が前年より約20日短かったことによる。

【資料：(全国) e-Stat 後期高齢者医療事業状況報告 (栃木県) 栃木県後期高齢者医療広域連合年報 (令和3年度)】

## 5 保健事業等

### (1) 保健事業実施計画（2期計画）

#### ①計画の趣旨

保健事業実施計画（2期計画）は、健康・医療情報等を活用しながらP D C Aサイクルに沿って効果的、効率的に保健事業を実施することにより、高齢者の健康の保持増進、生活の質の維持向上を図るとともに、医療費の適正化等を通じて、後期高齢者医療制度の持続的な安定運営を目指す。

#### ②位置付け

「21世紀における第2次国民健康づくり運動（健康日本21（第2次）」に示された基本方針を踏まえるとともに、栃木県健康増進計画「とちぎ健康21プラン（2期計画）」、「栃木県医療費適正化計画（3期計画）」、栃木県高齢者支援計画「はつらつプラン21（8期計画）」及び市町で策定している健康増進計画等との調和を図る。

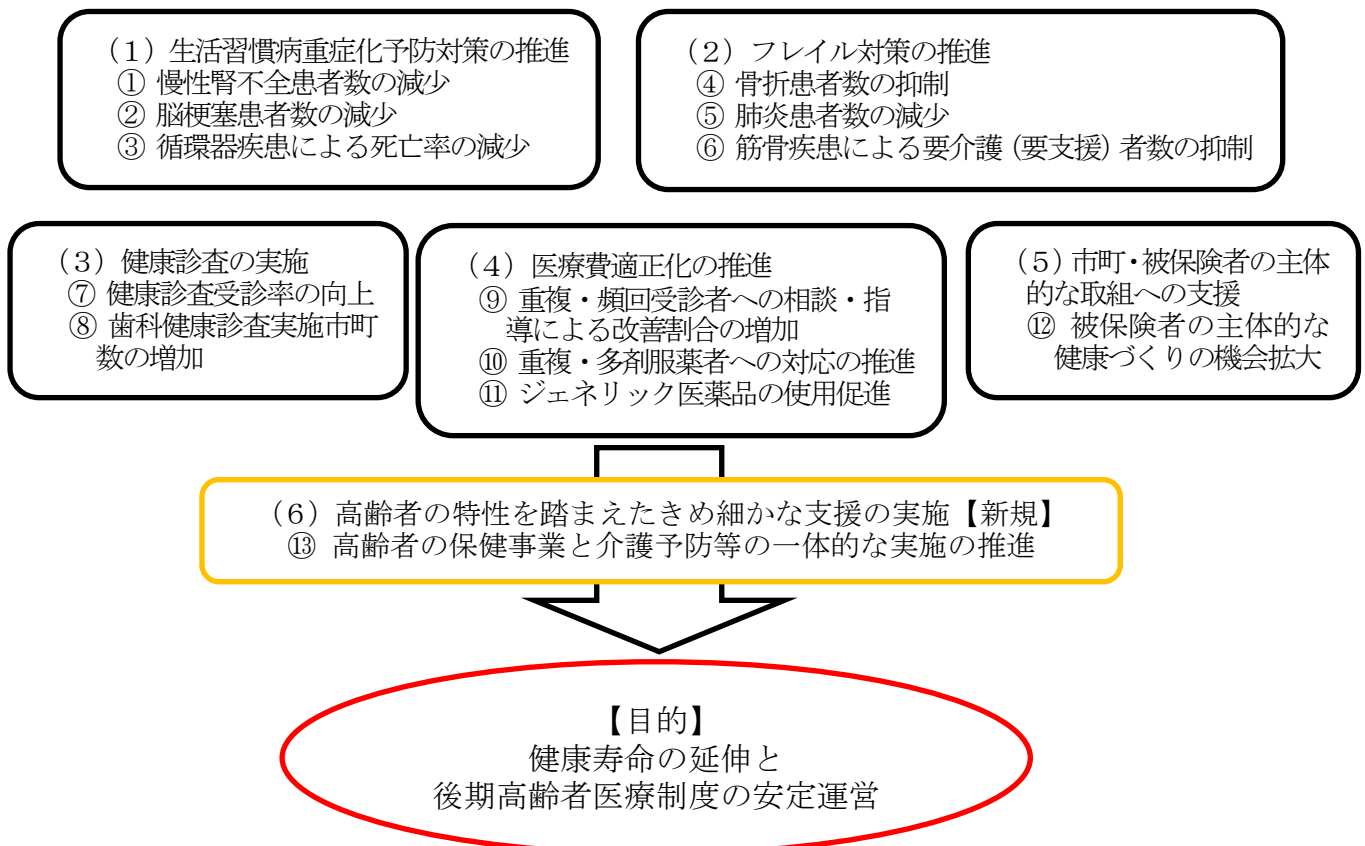
#### ③計画期間

平成30年度～令和5年度までの6か年とする。

#### ④計画の中間評価・見直し

計画の中間年に当たる令和2年度において、各保健事業の目標達成状況や取組成果を検証し、中間評価を行った上で見直しを実施した。

#### 《施策及び健康課題等》



## (2) 保健事業の実施内容

### ①生活習慣病重症化予防事業（平成30年度より実施）

生活習慣病重症化予防事業は、健康診査の結果及びレセプトデータから、生活習慣病が重症化するリスクが高いにもかかわらず医療機関未受診である者に対し、生活習慣病の重症化を予防するため、受診勧奨、保健指導等を実施し、当該被保険者の生活の質の維持及び向上を図るとともに、医療費の適正化に資することを目的として実施している。

#### <令和3年度実施状況>

令和3年度は、97人に対して文書による受診勧奨を実施し、その後、受診が確認出来なかった75人に対して再勧奨を実施した。さらに、うち7人に対して保健指導を市町に委託して実施した。

### ②糖尿病重症化予防事業（令和3年度より実施）

糖尿病重症化予防事業は、栃木県糖尿病重症化予防プログラムに基づき、糖尿病未治療者や治療中断者に対し、糖尿病発症や重症化、人工透析への移行を予防するため、受診勧奨等を実施し、当該被保険者の生活の質の維持及び向上を図るとともに、医療費の適正化に資することを目的として実施している。

#### <令和3年度実施状況>

令和3年度は、184人に対して文書による受診勧奨を実施し、その後、受診が確認出来なかった118人に対して再勧奨を実施した。

### ③フレイル対策事業（平成30年度より実施）

フレイル対策事業は、フレイルの概念及び予防の重要性を高齢者及び高齢者にかかわる専門職等に周知するとともに、効果的な保健事業を先行的に実施することで市町の体制づくりを支援し、高齢者のQOL（生活の質）の向上を図ることを目的として実施している。

#### <令和3年度実施状況>

令和3年度は、フレイル（低栄養）予防について広報誌及びホームページに記事を掲載し、フレイルの概念の普及・啓発に努めるとともに、フレイル対策の連携のため、市町の高齢者保健事業担当者及び栃木県フレイル予防指導者向けの研修会を開催した。

また、令和2年度の健康診査結果においてBMIが20以下で、令和元年度から2kg以上体重が減少している低栄養のおそれのある者の内、87人に対して委託先の管理栄養士等が電話による健康相談・指導を実施した。

④健康診査事業（平成20年度より実施）

生活習慣病の早期発見により重症化を予防し、健康の保持・増進、生活の質の維持・向上を図ることを目的に実施している。実施に当たっては、被保険者の利便性を考慮し、市町へ業務委託して行っている。

なお、令和3年度の受診率は28.4%（対前年度比2.7%増）と改善の兆しを見せているが、新型コロナウイルス感染症の拡大以前である令和元年度の水準までは回復しておらず、前年度に引き続き、受診率の向上に向けた更なる取組が必要である。

【図表29】 令和3年度実施状況

市町名	対象者数（人）	受診者数（人）				受診率（%）
		集 団	個 別	人間ドック	計	
宇都宮市	54,511	2,774	11,127	726	14,627	26.8
足利市	20,732	462	5,487	176	6,125	29.5
栃木市	20,565	2,540	1,717	194	4,451	21.6
佐野市	15,075	942	1,941	180	3,063	20.3
鹿沼市	12,182	201	3,619	61	3,881	31.9
日光市	12,459	2,661	625	194	3,480	27.9
小山市	17,278	2,638	2,844	327	5,809	33.6
真岡市	8,213	1,816	1,131	68	3,015	36.7
大田原市	8,360	2,001	14	113	2,128	25.5
矢板市	4,291	1,006	123	81	1,210	28.2
那須塩原市	13,135	2,247	1,427	136	3,810	29.0
さくら市	4,908	1,121	126	75	1,322	26.9
那須烏山市	3,967	434	1,514	143	2,091	52.7
下野市	6,346	523	1,984	94	2,601	41.0
上三川町	2,874	268	1,145	17	1,430	49.8
益子町	2,637	592		36	628	23.8
茂木町	2,173	453		17	470	21.6
市貝町	1,313	347		23	370	28.2
芳賀町	1,929	600	120	13	733	38.0
壬生町	4,699	557	117	73	747	15.9
野木町	3,009	517	58	25	600	19.9
塩谷町	1,792	58	670	49	777	43.4
高根沢町	3,017	334		76	410	13.6
那須町	4,222	828	43	35	906	21.5
那珂川町	2,639	525	794	53	1,372	52.0
合 計	232,326	26,445	36,626	2,985	66,056	28.4

※「対象者数」…【被保険者数】－【健診除外者数】（施設入所者等）

「受診率」…【受診者数】÷【対象者数】

【図表30】 受診率の推移

年 度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
栃木県受診率（%）	29.3	30.2	30.1	25.7	28.4
全国受診率（%）	28.8	28.9	30.5	29.4	30.7

⑤歯科健康診査事業（平成 26 年度より実施）

肺炎等の疾病につながる口腔機能の低下を予防することにより、健康の保持・増進、生活の質の維持・向上を図ることを目的に実施している。実施に当たっては被保険者の利便性を考慮し、市町へ業務委託して行っている。

令和 3 年度は、基本項目（歯牙の状態、口腔清掃状態、歯周組織の状況）の診査に加え、必要に応じて口腔機能評価（咀嚼機能、舌・口唇機能、嚥下機能）を実施することとし、17 市町（基本項目のみ：11 市町、口腔機能評価含む：6 市町）が実施した。実施市町数の増加という目標は達成できたが、全市町における実施に向けて、引き続き市町と連携・協力しながら、実施市町数の増加と受診率の向上を目指す必要がある。

【図表 3 1】 実施市町の推移

年 度	実 施 市 町
平成 26 年度	日光市
平成 27 年度	宇都宮市・栃木市・佐野市・鹿沼市・日光市・矢板市・上三川町 市貝町・塩谷町
平成 28 年度	宇都宮市・栃木市・佐野市・鹿沼市・日光市・小山市・真岡市 矢板市・上三川町・市貝町・塩谷町
平成 29 年度	宇都宮市・栃木市・佐野市・鹿沼市・日光市・小山市・真岡市 矢板市・上三川町・市貝町・野木町・塩谷町
平成 30 年度	宇都宮市・栃木市・佐野市・鹿沼市・日光市・小山市・真岡市 矢板市・下野市・上三川町・益子町・市貝町・野木町・塩谷町
令和元年度	宇都宮市・栃木市・佐野市・鹿沼市・日光市・小山市・真岡市 矢板市・下野市・上三川町・益子町・市貝町・壬生町・野木町 塩谷町
令和 2 年度	宇都宮市・栃木市・佐野市・鹿沼市・日光市・小山市・真岡市 矢板市・下野市・上三川町・益子町・市貝町・芳賀町・壬生町 野木町・塩谷町
令和 3 年度	【基本項目のみ】 佐野市・日光市・真岡市・矢板市・上三川町・益子町・市貝町・芳 賀町・壬生町・野木町・塩谷町
	【口腔機能評価含む】 宇都宮市・栃木市・鹿沼市・小山市・下野市・那須町

⑥重複・頻回受診者相談・指導事業（平成 22 年度より実施）

被保険者の健康管理に係る意識の向上を図り、医療機関等への適正受診を促進することにより、医療費の適正化を推進することを目的として実施している。

<令和 3 年度実施状況>

令和 3 年度は、民間業者への業務委託により、委託先の保健師等が電話による健康相談・指導を行った。

実施人数 重複受診者：32 人 頻回受診者：40 人

対象者 重複受診者：同一疾病により複数の医療機関等に 2 か月以上継続して受診している者で、投薬・注射・処置等治療の重複がある者

頻回受診者：1 か月における同一医療機関等への受診日数が、2 か月以上継続して 15 日以上ある者

⑦重複・多剤服薬者相談・指導事業（令和 3 年度より実施）

多剤・重複投薬の現状を把握し、被保険者や関係者に正しい服薬の知識を周知するとともに保健師等が相談・指導を実施することで必要な保健指導や福祉サービス等の情報提供を行うことができるよう保健指導の体制を構築することを目的として実施している。

<令和 3 年度実施状況>

令和 3 年度は、広域連合の保健師が、6 市町の対象者に対し文書指導及び電話相談・指導、17 市町の対象者に対し文書指導を実施した。

実施人数 文書指導：144 人 文書指導及び電話・相談指導：54 人

対象者 同一の効能・効果がある薬剤を複数の医療機関で 2 か月以上処方されている者かつ 1 か月につき 6 剤以上処方されている者

## ⑧ジェネリック医薬品普及・啓発事業

ジェネリック医薬品の普及促進を強化し、被保険者の負担軽減及び医療保険財政の健全化を図り、後期高齢者医療制度の安定的運営を持続することを目的に実施している。

ジェネリック医薬品使用率については、年々増加しており、令和4年3月で使用率83.0%となっている。

### <令和3年度実施状況>

ア ジェネリック医薬品希望カード配付事業（平成24年度より実施）

- ・市町窓口にてジェネリック医薬品希望カードを設置し、啓発した。
- ・令和3年度は、月次年齢到達者の被保険者証に同封した。

イ ジェネリック医薬品利用差額通知事業（平成25年度より実施）

処方された先発医薬品をジェネリック医薬品に変更した場合、一定額以上の負担軽減の可能性のある被保険者へ参考として送付している。

発送回数 2回（8月、2月）

発送枚数 36,005通

抽出条件 投薬期間が1日以上、変更した際の差額が1薬剤あたり100円以上

【図表32】 ジェネリック医薬品使用率

令和元年度 (令和2年3月)	令和2年度 (令和3年3月)	令和3年度 (令和4年3月)
79.6%	82.4%	83.0%

## ⑨医療費通知事業（平成20年度より実施）

被保険者に医療機関等で受けた診療の内容を確認し、健康や医療に対する理解を深めてもらうことを目的に実施している。

また、査定により医療費が10万円以上減額された方に対し、平成24年度より減額査定通知を実施している。

平成29年度税制改正により、所得税等の医療費控除の申告の際に、医療費の明細書として医療保険者が交付する医療費通知を活用できるとされ、平成30年度から確定申告等に対応した医療費通知を送付している。

### <令和3年度実施状況>

発送回数 3回（7月、11月、2月）

発送枚数 763,129通

⑩長寿・健康増進事業（平成20年度より実施）

被保険者の健康保持・増進を図ることを目的に、市町が実施する高齢者の健康づくりを推進する事業等に対し、国の特別調整交付金等を活用し、その取組の支援を行っている。

令和3年度は、保険者インセンティブ交付金を活用し、市町が実施する高齢者の健康づくりを推進する事業等を幅広く対象とした長寿・健康増進推進交付金を交付することで高齢者の特性を踏まえた多様な事業の実施を推進した。

【図表33】 令和3年度実施状況

事業分類	交付市町	市町数
①健康診査等事業 (人間ドック等に係る事業含)	宇都宮市・足利市・栃木市・佐野市・鹿沼市・日光市・小山市・真岡市・大田原市・那須塩原市・さくら市・那須烏山市・下野市・益子町・茂木町・市貝町・芳賀町・壬生町・塩谷町・高根沢町・那須町	21 市町
②フレイル対策事業	鹿沼市・日光市・真岡市・下野市・上三川町・芳賀町・野木町・高根沢町・那須町・那珂川町	10 市町
③その他高齢者の健康増進のため必要と認められる事業	鹿沼市・日光市・小山市・真岡市・矢板市・さくら市・那須烏山市・芳賀町・塩谷町・那須町	10 市町
④健康診査等（追加項目）※	宇都宮市・足利市・栃木市・佐野市・日光市・大田原市・矢板市・那須塩原市・さくら市・益子町・茂木町・壬生町・野木町・高根沢町・那須町・那珂川町	16 市町
⑤健康教育・健康相談等 (ヘルスポイント事業含)※	宇都宮市・足利市・栃木市・佐野市・日光市・矢板市・那須塩原市・益子町・茂木町・塩谷町・那珂川町	11 市町
⑥その他、被保険者の健康増進のために必要と認められる事業 (はり・きゅう等利用費助成含)※	宇都宮市・足利市・栃木市・佐野市・鹿沼市・小山市	6 市町

(注1) ※は、特別調整交付金のうち、国の長寿・健康増進事業に該当する事業

(注2) 下線は、令和3年度に新たに事業を実施した市町



## ⑪健康づくり普及・啓発事業（平成25年度より実施）

被保険者一人ひとりの健康づくりに関する意識を高めることを目的に実施している。

### <令和3年度実施状況>

#### ア 健康づくり体験談募集事業の実施

運動・暮らし・生きがい等の健康法とその効果について作文を募集し、優秀作品は広域連合のホームページや広報紙で周知紹介した。

- ・募集期間 令和3年8月2日から9月30日
- ・対象者 後期高齢者医療制度に加入している本県の被保険者
- ・応募件数 45件
- ・優秀作品 最優秀賞1件、優秀賞3件、佳作6件を表彰

#### イ ASPO健康特集の発行

フレイル予防や健康づくり体験談の紹介、高齢者の医療制度や保健事業についてのお知らせなどを掲載した新聞別刷を広報紙として発行し、被保険者やその家族に健康に関する情報を広く周知した。

- ・発行日 令和3年8月2日（月）
- ・発行部数 30万部
- ・その他 4,000部を県内市町窓口等に配布

## ⑫高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施（令和2年度より実施）

広域連合が実施する高齢者の保健事業について、国民健康保険保健事業及び介護保険制度の地域支援事業と一体的に実施することで、高齢者の身体的、精神的及び社会的な特性を踏まえ、効果的かつ効率的で被保険者の状況に応じたきめ細かな支援を行うことを目的とし、広域連合が市町に対して企画・調整等に関する業務及び高齢者に対する支援業務を委託して実施するとともに、市町が業務を実施するに当たり必要な支援を行っている。

### <令和3年度取組状況>

令和3年度は、足利市、日光市、小山市、真岡市、矢板市、さくら市、下野市、那須烏山市、上三川町、茂木町、市貝町、野木町、塩谷町、高根沢町の14市町が取組を行った。また、広域連合による支援として、以下の取組を行った。

- ・高齢者保健事業推進協議会の開催（5月・1月）
- ・高齢者保健事業推進協議会個別検討会の開催（5月・6月・12月）
- ・高齢者保健事業担当者連絡会議の開催（9月・2月）※県及び国保連合会と共催
- ・市町ヒアリングの実施（7月～11月）

大田原市、益子町、芳賀町、那須塩原市、壬生町、那須町、宇都宮市、栃木市、佐野市、鹿沼市、那珂川町（11市町）

なお、令和4年度は、那須塩原市、那珂川町を除く23市町が取組を行っており、那須塩原市、那珂川町についても、令和5年度から取組が行われる見込みとなっている。